「第３期 近江八幡市教育振興基本計画」の策定に係る
パブリックコメント実施要領

本市においては、令和４年４月に「第２期 近江八幡市教育振興基本計画」を策定し、第２期近江八幡市教育大綱を実現するための基本計画として、教育施策に取り組んできました。

本計画の計画期間が令和８年度で終了することから、本年度で計画の期間が終期を迎えるため、本市が抱える教育課題とともに、国の教育施策の動向や学習指導要領の改訂（案）の趣旨を踏まえ、「第３期近江八幡市教育振興基本計画（素案）」を作成しました。

つきましては、市民の皆様より広くご意見やご提案をいただくため、下記の要領でパブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

１．公表する資料

第３期 近江八幡市教育振興基本計画（素案）

２．資料の公表場所

（１）近江八幡市ホームページ
（２）市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎１階）
（３）総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所１階）
（４）教育委員会事務局教育総務課（近江八幡市役所２階）
（５）各学区コミュニティセンター
（６）近江八幡図書館及び安土図書館

３．意見の募集期間

令和８年１１月１６日(月)～令和８年１２月１５日(火)午後５時００分 ≪必着≫

４．意見の提出方法及び提出先

（１）郵送　　〒523-8501　滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地
近江八幡市教育委員会事務局　教育総務課
（２）ファックス　　0748-32-3352
（３）電子メール　　040200@city.omihachiman.lg.jp
※上記「２．資料の公表場所」（（４）を除く）では提出いただけません。
※原稿の返却はいたしません。

５．意見を提出できる方

（１）近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
（２）近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

６．留意事項

ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。なお、個人情報について公表することはありません。

また、電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

（１）件名「第３期 近江八幡市教育振興基本計画（素案）への意見」

（２）住所（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）、名前、電話番号、意見内容を明記ください。

（書式例）

近江八幡市教育委員会事務局　教育総務課　あて

件　　名：「第３期 近江八幡市教育振興基本計画（素案）への意見」
住　　所：
（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）
名　　前：
電話番号：
意　　見：
（項目「○○について」、ページ番号・行数、意見内容、参考資料名等、どの部分に対するご意見なのか分かるように明記ください）

７．意見に対する考え方の公表

・提出いただいたご意見については要旨を取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び教育委員会事務局教育総務課にて公表します。
・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
・匿名のものや本件と関係ないと思われるご意見に対しては、考え方が示せませんのでご了承ください。
・提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできません。
・提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
・提出いただいたご意見を参考にして修正のうえ、市の計画として最終決定し、公表します。

８．問い合わせ先

〒523-8501　滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地
近江八幡市教育委員会事務局　教育総務課
電話：0748-36-5539　ファックス：0748-32-3352
E メール：040200@city.omihachiman.lg.jp